

国立大学法人小樽商科大学客員研究員受入規程

(平成17年9月16日制定)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）において本学の教員と共同で研究等に従事する者（以下「客員研究員」という。）を受入れ、本学が行う研究等に参画させることにより、学術研究の進展に寄与することを目的とする。

(受入れの原則)

第2条 客員研究員の受入れは、教育、研究その他本学の運営に支障のない場合に行うものとする。

(客員研究員の資格)

第3条 客員研究員として受入れることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教員（教授、准教授、講師及び助教）に相当する資格を有する者
- (2) 前号以外の者で、学長が適当であると認めた者

(受入れの申請)

第4条 客員研究員を受入れようとする本学教員は、客員研究員受入申請書（別紙様式1）に必要書類を添付の上、受入れ予定の2か月前までに学長に提出しなければならない。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(受入れの承認)

第5条 学長は、学部・大学院合同教授会の議を経て、客員研究員の受入れを承認する。

(承認の通知)

第6条 学長は、客員研究員の受入れを承認後、速やかに客員研究員受入許可書（別紙様式2）を本人に交付するものとする。

(研究期間)

第7条 客員研究員の研究期間は1か月以上1年以内とする。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、研究期間を延長することができる。この場合における手続きは、第4条から第6条の規定を準用するものとする。

(施設、設備等の使用)

第8条 客員研究員は、本学の教育、研究に支障がない範囲において、研究を遂行するために本学の施設、設備等を使用することができるものとする。

(給与等)

第9条 客員研究員には給与及びその他の費用は支給しない。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(規則等の遵守)

第10条 客員研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(事務)

第11条 客員研究員に関する事務は、学術情報課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、客員研究員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別紙様式 1

平成 年 月 日

客員研究員受入申請書

国立大学法人小樽商科大学長 殿

所属・職名

氏 名

印

国立大学法人小樽商科大学客員研究員受入規程第 4 条に基づき、次のとおり申請します。

記

1. 客員研究員氏名
2. 客員研究員所属先の名称
3. 客員研究員所属先の職名
4. 研究の題目
5. 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

備 考

1. 添付書類については、次のとおりとする。
 - (1) 客員研究員の所属する所属長の承諾書
 - (2) 客員研究員の履歴書，研究業績表
 - (3) 研究計画の概要
2. 学長が特に必要と認めた場合には、他の書類によることができるものとする。

別紙様式2

客員研究員受入許可書

殿

国立大学法人小樽商科大学は、貴殿を客員研究員として、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間受け入れます。

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長

印